

八千代市告示第19号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

(なお、この告示は、平成16年3月6日から効力を生ずる。)

平成16年3月4日

八千代市長 豊田俊郎

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
米本	坊前	神野	平戸前	611の4の内 612の2 612の1に隣接する道路である公有地の全部
神野	平戸前		宮田	1,869の地先の水路である公有地の一部
	宮田		高埜	352の3
			平戸前	610の2 611の1 611の3 611の4の内 629の1に隣接する道路である公有地の一部 629の1の地先の道路である公有地の一部
		花山	1,444の1の内 1,445の1の内 1,446の1の内 1,447の1の内 1,448の1の内 1,449の1 1,449の2の内 1,450の1 1,450の2の内 1,451の内~1, 462の内 1,463の1の内 1,4 63の2の内 1,464の内~1,46 7の内 1,468 1,469の1~1, 469の3 1,470の1~1,470 の3 1,471の1~1,471の3 1,472の1 1,472の2 1,4 73の1 1,473の2 1,474~ 1,480 1,481の1 1,481 の2 1,482の1 1,482の2 1,483~1,485	

花 山	宮 下	7 2 7 に隣接する道路である公有地の一部
	花山境	1 1 6 の 3    1 5 2 の 2    1 5 3 の 3 ~ 1 5 3 の 5    1 7 4 の 2    1 7 5 の 2
	寺谷境	1 7 6 の 3    1 8 2 の 2    1 8 3 の 2    1 8 4 の 2    1 8 5 の 2    1 8 7 の 1 3 ~ 1 8 7 の 2 1    1 8 8 の 3    1 9 2 の 1    1 9 2 の 2    1 9 3 の 1    1 9 3 の 2    1 9 4 の 1    1 9 4 の 2    2 1 1 の 1    2 1 1 の 2    2 1 4 の 1    2 1 4 の 2    2 1 6 の 1    2 1 6 の 2    2 1 7
	宮 下	7 2 7、7 2 8、7 3 8、7 3 9、7 4 1 の 1 に隣接する道路である公有地の一部 7 3 8 の地先の道路である公有地の一部 7 4 1 の 1、7 4 2 の内の 1、7 4 3 の 1、 7 4 3 の 2、7 5 3、7 5 4 の内の 2、7 5 5、7 5 6、7 5 7、7 5 8 の 1、7 5 8 の 2 に隣接する道路である公有地の全部 7 4 2 の内の 1 の地先の道路である公有地 の一部
	南 台	7 6 4、7 6 5、7 6 7 の 1、7 7 6、7 7 7、7 7 8 に隣接する道路である公有地 の一部 7 6 5 の地先の道路である公有地の一部 7 6 7 の 1 の地先の道路である公有地の一 部

並びにこれらの区域に隣接介在する道路，水路である公有地の一部及び地先である道路，水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は，平成 1 5 年 8 月 2 1 日現在の土地登記簿謄本によるものである。